

育休で昇給なし「違法」

大阪地裁 近大に差額賠償命令

育児休業を取得したこと
で定期昇給が認められなか
つたのは、育休を理由とす
る不利益な取り扱いを禁じ
た育児・介護休業法に違反
するとして、近畿大職員の
男性講師(49)が賃金の差額
など計166万円の損害賠
償を求めた訴訟の判決で、
大阪地裁は24日、違法と判
断し、近畿大に50万円の支
払いを命じた。

内藤裕之裁判長(中山誠
一裁判長代読)は「将来的
にも昇給の遅れが継続し、
不利益は大きい」と述べた。
判決によると、男性講師
は2012年に常勤職員と
して採用された。15年11月
から翌16年7月までの9か
月間、育休を取得。16年4
月の昇給(月額1万570
円)は見送られた。

近畿大の給与規定では、

昇給の対象となるのは前年
度に12か月勤務した職員に
限られており、近畿大側は
訴訟で「休業すれば対象外
だ」と主張した。

これに対し、内藤裁判長
は、男性は15年度、7か月
間働いており、「勤務の功
労を一切否定するのは不合
理だ」とした。